

【白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(抜粋)】

(廃棄物減量等推進審議会)

第8条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、白井市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 4人以内
- (2) 学識経験を有する者 3人以内
- (3) 事業者 2人以内
- (4) 諸団体の代表者 4人以内

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(抜粋)】

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第2条 条例第8条第1項に規定する白井市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。